

17 番	柴田利勝 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1 瀬戸太陽光発電施設設置事業について</p> <p><b>【質問趣旨】</b></p> <p>平成 28 年 12 月メガソーラー発電施設の設置事業についての説明会があり、地元の人たちは山の上に当時約 9 万枚のソーラーパネルが設置されることで、今居る所の生活環境が大きく変わるのではないかと、農業は、水は、災害はと通常でなくなる事に驚き、とにかく集会所に集まり話し合った。この 2 年半多くの人に支援していただき、地元では品野連合自治会を中心にこの事業には賛同できない方向で活動されている。現在県は工事申請審査で個別法に移っているところである。そこで質問する。</p>	<p>(1) 瀬戸市景観条例について</p> <p>(2) 林地開発許可申請について</p>	<p>① 瀬戸太陽光発電施設設置事業者は、瀬戸市景観条例に基づく届出対象行為となるのか。また、対象となる場合手続きはどの様に行われるか。</p> <p>② 森林法による林地開発行為についての許可基準には、景観の維持に著しい支障を及ぼす事のないよう適切な配慮がなされている事が求められている。市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為に生ずる法面を極力縮小すること等が明らかな計画であることも求められている。</p> <p>瀬戸市景観計画では、今回計画されているメガソーラー設置予定地域は市内東部の良好な「森林里山景観ゾーン」となっています。このような豊かな自然景観地域内に人工的工業製品であるソーラーパネルが大規模に設置されるが、事業者が瀬戸市景観条例による届出を提出した場合、市はどの様に審査されるか。</p> <p>① 森林法では事業者からの林地開発許可申請に対し県知事は農林水産事務次官の通知（農林水産省事務次官通知平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整治第 2396 号）で、開発行為に伴う当該森林の有する公的機能の低下がどのような影響を及ぼすかの技術的、専門的判断を適正に行うと共に、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うため市長意見を必ず求めることになっている。これまで 2 年半地域住民は色々申し入れをしてきた、その地域住民の意向を十分に反映した市長意見提出すべきと考えるが、市長はどのように考えるか。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。